

会議録（要旨）

									記録者		神谷 主事	
供 覧	部 長		次 長		課 長		課 長 補 佐		主 査 ・ 係 長		グ ル ー プ 員	

件 名	令和7年度 第2回 龍ヶ崎市都市計画審議会											
年 月 日	令和7年 10月 15日（水）											
時 間	午前10時00分～午前11時30分											
場 所	市役所 保健福祉棟2階 健診室											
出 席 者	【都市計画審議会】 坂野会長、久保委員、佐々木委員、根本委員、三浦委員、廣瀬委員、椎塚委員、大竹委員、寺家委員（代理：藤原氏）、天谷委員、木田委員、関口委員、山田委員 【事務局】 橘原都市整備部長 廣田都市整備部次長 （都市計画課）秋山課長、松田課長補佐、北島課長補佐、櫻井主幹、記録者											
傍 聴 人	2人											

会 議 内 容	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 報告第1号 龍ヶ崎市都市計画提案制度手続要綱について 報告第2号 龍ヶ崎市立地適正化計画の評価について 4 その他 5 閉 会											
要 措 置 事 項												

情 報 公 開	公開・非公開の区分		公 開 ・ 部 分 公 開 ・ 非 公 開									
	非公開（一部非公開を含む）とする理由		（龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当）									
	公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）								年 月 日			

発 言 者	発 言 内 容
1. 開 会	
【事務局】	・ただいまより令和7年度第2回龍ヶ崎市都市計画審議会を開会する。
2. 挨 拶	
【会長】	◇挨拶
【事務局】	◇配布資料の確認 I. 事前配布資料 1 会議次第 2 (資料1) 龍ヶ崎市都市計画提案制度手続要綱について 3 (資料2) 龍ヶ崎市立地適正化計画の評価について II. 本日本配布資料 4 立地適正化計画 概要版 5 委員名簿
3. 議 題	
【事務局】	・議事に入る。 ・議事の進行は、当審議会条例第7条第2項に基づき、会長が議長となることとなっているため、会長に議長をお願いする。
【議長】	・出席委員の確認について、事務局より報告をお願いする。
【事務局】	・委員総数19名の内、出席者13名、欠席者6名。よって、出席者が委員の過半数に達していることを報告する。
【議長】	・過半数に達している為、審議会条例第7条第3項の規定に基づき、会議が成立することを確認。 ・傍聴の希望があったので、これを許可している。 ・会議録の作成方法と、会議録署名人について事務局より説明をお願いする。
【事務局】	◇会議録の作成方法、会議録署名人について説明
【議長】	・会議録署名人について、1号委員から1名、市民公募の委員から1名選出することとし、名簿の記載順より、久保委員と関口委員にお願いしたい。 →両名了承
【議長】	・ここで前回審議された案件の経過について、事務局より報告願う。
【事務局】	◇前回の案件について経過報告をする。
報告第1号 龍ヶ崎市都市計画提案制度手続要綱について	
【議長】	・議事に入る。 ・報告第1号 龍ヶ崎市都市計画提案制度手続要綱について、事務局より説明をお願いする。
【事務局】	◇龍ヶ崎市都市計画提案制度手続要綱について説明
【議長】	・事務局から説明があったが、ご意見、ご質問はあるか。
【久保委員】	・都市計画提案評価委員会が、提案された都市計画の決定又は変更の妥当性を検討する基準を教えてください。

【事務局】	・都市計画運用指針や県の都市計画区域マスタープラン、市の都市計画マスタープラン、その他市のまちづくりに関する関連計画等に適合しているか、土地所有者や周辺住民の概ねの理解が得られているか、関係機関等との協議状況、都市計画の決定等についての実現性や提案目的事業の実施について確実性があるかなど、これらを総合的に踏まえ、妥当性の判断を行う。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。
【山田委員】	・妥当性がない場合は都市計画審議会にかけられるとあるが、妥当である場合は都市計画審議会にかける必要はないということなのか。
【事務局】	・妥当である場合は都市計画法上の手続きへと進み、その中で審議会に意見を諮問することとなる。一方でこれまでも都市計画審議会には、諮問前にも随時情報提供、事前の説明は行ってきており、今後もそのように実施していく。
【三浦委員】	・都市計画審議会とは別に、市民の意見を直接聞く場を設けてもいいのではないか。
【事務局】	・要綱上、都市計画提案を行うにあたり、周辺住民等への説明が必須となっている。 ・また、都市計画決定の手続きの中では公聴会の開催や案の縦覧を行うことから、そこでも市民からの意見を聴取することができる。
【三浦委員】	・住民説明会は幅広い範囲の市民へ周知するものなのか、それとも周辺住民という限定されたものなのか。
【事務局】	・都市計画の種類によるが、住民説明会は都市計画法で定められている範囲に周知をする。それ以上は努力義務となるが、できるだけ多くの市民へ周知できるように計画提案者と協議する。
【議長】	・龍ヶ崎市は市民参加ということに関して、まちづくり基本条例という自治基本条例を策定しており、実際に市民の参加も整備している。 ・もし何かあれば議員の方にも市民の声を聴いていただき、行政へ意見をあげてほしい。 ・茨城県ではどれくらいの市町村が要綱を整備しているのか。 ・都市計画提案評価委員会の設置根拠は要綱にあるのか。
【事務局】	・調査した範囲では茨城県内で6市、千葉県ではほとんどの市町村が要綱や手引きなどを定めている。 ・要綱が設置根拠となる。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。 ・無いようであれば報告第1号 龍ヶ崎市都市計画提案制度手続要綱については以上とする。
報告第2号 龍ヶ崎市立地適正化計画の評価について	
【議長】	・報告第2号 龍ヶ崎市立地適正化計画の評価について事務局より説明をお願いする。
【事務局】	◇ 報告第2号 龍ヶ崎市立地適正化計画の評価について説明

【議長】	・事務局から説明があったが、ご意見、ご質問はあるか。
【久保委員】	・メッシュデータが250mと100mでは大きな差が出る。100mメッシュデータが入手可能であれば、そのデータで比較していくのが理想ではないか。 ・大字を中心に境界を引いている調査区と、四角で区切ったメッシュデータを併用する場合は十分な検討が必要ではないか。
【事務局】	・公表されるまでに時間がかかるが、国勢調査の結果が公表されれば調査の最小単位の調査区ごとの人口データが出るため、それにより出された数値が精度が高い。 ・将来推計の値については調査区のデータがなく、250mメッシュのデータで公表されているためそれを使っている。メッシュデータの分析では、調査が完了している過去分(H27,R2)については100mと250mメッシュの数値、将来推計分については250mメッシュでの推計値を公表したいと考えている。公表にあたっては、250mメッシュの数値と100mメッシュの数値を2段階書きする予定。
【久保委員】	・算出方法に誤差が出るため、そのことについて明記した上で市民にもわかりやすく公表してほしい。
【議長】	・100mメッシュデータの購入等が可能か検討していただきたい。 ・国での公表値と市の公表値が異なるとのことだが、国で公表された数値にはどのようなメリットがあるのか。
【事務局】	・国交省のまちづくり健康診断では、全国を同一の基準で一律に測定、評価しているため全国の中での本市の立ち位置や、他市町村との比較に使えるものと考えている。 ・一方で現計画については、国勢調査の調査区ごとの集計により現況に近い数値を公表しているため、現計画の評価についてはそのやり方で評価していきたいと考えている。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。
【関口委員】	・まちづくり健康診断の数値はあくまでも参考として扱い、立地適正化計画の評価には反映されないという認識でよいのか。
【事務局】	・まちづくり健康診断の結果がまだ出てないため、今年度中の策定を目途としている立地適正化計画の評価への反映は難しいと考えている。 ・次期立地適正化計画の策定には、現計画の評価とまちづくりの健康診断の結果を加味した上で、新たな計画を策定していく必要があると考えている。
【関口委員】	・そのまちづくり健康診断の結果は、市民へ公表するのか。
【事務局】	・新たな立地適正化計画を策定する際には、必ず都市計画審議会に諮る。都市計画審議会の資料等はホームページを通して公開しているため、市民の方も閲覧可能。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。
【天谷委員】	・まちづくり健康診断で平均値などが出てくると思うが、それぞれの数値をどのように捉えれば良いのか。

【事務局】	・施設のカバー率の話だと思うが、どのような都市や市町村と比較するのか、それを達成するためにどれだけの税金を入れるかなどの議論も必要となるため、難しい問題だと思う。1つの指標として極端に数値が低いということであれば、本市に足りないものがあるということになるため、何かしらの対策が必要になると考えている。
【議長】	・市独自の考え方というものは地方分権といった面でも重要だが、一方で国から示される基準についても一定程度はクリアしている必要がある。一定基準をクリアしないと国からの補助金などの援助等が行われないことがある。 ・他にご意見、ご質問等はあるか ・無いようであれば報告第2号 龍ヶ崎市立地適正化計画の評価については以上とする。
4. その他	
【議長】	◇以上で、本日の議題は終了となるが事務局より何かあるか。
【事務局】	◇現在進めている川崎町北部地区の都市計画決定の進捗及び今後の手続きについて説明。 ・10/11(土)に住民説明会を開催。参加者なし。 ・R8 1/5～15 公述申出を行い、申出があった場合は1/22(木)に竜ヶ崎工事事務所で公聴会を実施予定。
5. 閉会	
【議長】	・事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等はあるか。 ・無いようであれば、以上で令和7年度第2回龍ヶ崎市都市計画審議会を終了とする。
令和 年 月 日 会議録署名人 _____ 令和 年 月 日 会議録署名人 _____	